

北陸地方整備局建政部

記者発表資料

配布日時

令和元年 6月11日

取り扱い

配布を以て解禁

令和元年度「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部」の活動方針

北陸地方整備局では、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、平成19年4月以降、「北陸地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、推進本部）」を設置し、建設業における法令遵守の徹底に努めているところです。

この度、令和元年度における推進本部の活動方針を以下のとおり定めました。

令和元年度の活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報受付窓口である「駆け込みホットライン」、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」について、あらゆる機会を通じて周知を図り、利用促進に努める。

2. 立入検査の実施

(1) 新規に建設業許可を取得した建設企業や、「駆け込みホットライン」等に寄せられる通報や相談の内容、下請取引等実態調査の結果に基づき選定した建設企業に対し、優先的に立入検査を実施する。

なお、不正行為等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行う。

(2) 令和元年10月に予定されている消費税率引き上げに向け、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、下請取引において消費税額を見込んだ適正な価格による契約締結を行うよう周知徹底する。

(3) 平成28年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段に係る通達内容を見直したことを受け、平成29年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、下請代金はできる限り現金払いとすること等を追加したことについて、周知徹底する。

特に、この度の建設業法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」とされることについて、周知する。

(4) 不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を検査対象とする場合で、その端緒が下請企業からの通報であるときは、当該検査対象企業に対し、この度の建設業法改正により、「その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものである」とされることについて、周知する。

配布先

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
その他建設専門紙

お問い合わせ

国土交通省 北陸地方整備局

建政部 建設業適正契約推進官 石川（いしかわ）

建政部 計画・建設産業課 課長補佐 関根（せきね）

TEL：025-370-6571 FAX：025-280-8746

- (5) 昨年度、国土交通本省において実施された「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」において、民間発注工事では公共工事と比べ、法定福利費を確保できている工事の割合が少ない傾向にあることから、民間工事受注割合の高い建設企業を中心に立入検査を行い、社会保険加入を推進するための周知に努める。
- (6) 重大な不正行為等については、関係者への注意喚起及び当事者への再発防止の観点から、機動的にホームページで公表する。
- (7) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度について、当該制度の適切な運営に向け必要な対応をとるよう努める。

3. 関係法令等の周知

これまで主に元請となる国土交通大臣許可業者を対象に、立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令等の周知及びその遵守の徹底を促してきたところであるが、本年度においては、国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令等の周知に取り組む。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

建設業取引適正化推進月間（毎年11月）について、都道府県及び建設関係団体等と連携し、講習会の開催等あらゆる機会を通じて広く周知する。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請企業等に十分に知られていないという指摘があることを踏まえ、あらゆる機会を通じ、同センターを広く周知する。

6. 関係機関との連携

- (1) 都道府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する合同立入検査の実施や講習会・研修会等の開催を合同で行うなど、その連携の強化に努める。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催に努める。